

砂川市規則第6号
令和8年 月 日

砂川市犯罪被害者等支援条例施行規則をここに公布する。

署 名
砂川市長

(別 紙)

砂川市規則第6号
令和8年3月30日

砂川市犯罪被害者等支援条例施行規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、砂川市犯罪被害者等支援条例（令和8年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(見舞金の支給対象者)

第3条 条例第8条第1項に規定する見舞金（以下「見舞金」という。）の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族であって、当該犯罪行為が行われた時から第6条の規定による申請時まで引き続き、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳（次号において「住民基本台帳」という。）に記録されている者のうち、次条第1項及び第2項の規定により第1順位の遺族となるもの（以下「第1順位遺族」という。）
- (2) 重傷病見舞金 重傷病の原因となった犯罪行為が行われた時から第6条の規定による申請時まで引き続き住民基本台帳に記録されている犯罪被害者

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時にあっては、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第6条第1号オにおいて同じ。）
 - (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。この場合において、第1順位遺族となる者が複数あるときは、当該遺族が協議を行い、そのうち1人を代表者として定めるものとし、当該代表者に対して行う遺族見舞金の支給は、同順位の遺族全員に対しなされたものとみなす。
- 3 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。

(見舞金の支給制限)

第5条 市は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害者等が、当該犯罪被害に関して、他の地方公共団体から当該見舞金と同種のものの支給を受けているとき。
- (2) 当該犯罪行為が行われた場合において、犯罪被害者等と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったとき。
- (3) 犯罪被害を警察への被害届の提出の有無、相談の状況等により客観的に確認することができないとき。
- (4) 犯罪被害者等が、当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為を行ったとき。
- (5) 犯罪被害者等が、過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為を行ったとき。
- (6) 犯罪被害者等が、砂川市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき認められるとき。

(見舞金の支給申請)

第6条 見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、砂川市犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書（別記第1号様式）及び犯罪被害に関する申立書（別記第2号様式）に、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

(1) 遺族見舞金

- ア 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- イ 遺族見舞金の支給を受けようとする者（以下「遺族見舞金申請者」という。）の住民票の写し
- ウ 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄を証明することができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書の写し
- エ 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類の写し
- オ 遺族見舞金申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類の写し
- カ 第1順位遺族となる者が複数あるときは、遺族見舞金代表者選任届（別記第3号様式）
- キ 遺族見舞金申請者が第4条第1項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類の写し
- ク その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金

- ア 重傷病見舞金の支給を受けようとする者の住民票の写し
- イ 負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服すること

ができない日数に関する医師の診断書その他の証明書の写し
ウ その他市長が必要と認める書類

(見舞金の支給申請の期限)

第7条 見舞金の支給申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷病の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷病が発生した日から7年を経過したときは、これを行うことができない。

(見舞金の支給決定等)

第8条 市長は、申請者から申請書等を受領したときは、その内容を審査し、速やかに見舞金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給の可否を決定したときは、砂川市犯罪被害者等見舞金支給(不支給)決定通知書(別記第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(見舞金の支給決定の取消し等)

第9条 市長は、前条第1項の規定により見舞金の支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見舞金の支給決定を取り消すことができる。この場合において、既に見舞金を支給したときは、その返還を求めるものとする。

- (1) 見舞金の支給後に第5条各号に該当することが判明したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、見舞金の支給決定を取り消し、又は既に見舞金の返還を求めることが適当であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給決定を取り消したときは、砂川市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書(別記第5号様式)により当該受給者に通知するものとする。

(報告等)

第10条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、当該申請者又は当該受給者に対し、報告を求め、又は調査を行うことができる。

2 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、当該申請者又は当該受給者の同意を得た上で関係機関等、病院その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(砂川市営住宅管理条例施行規則の一部改正)
- 2 砂川市営住宅管理条例施行規則（平成9年規則第33号）の一部を次のように改正する。
第2条の2第1項に次の1号を加える。
(9) 砂川市犯罪被害者等支援条例（令和8年条例第 号）第2条第3号に規定する犯罪被害者等で、次のいずれかに該当するもの
イ 砂川市犯罪被害者等支援条例第2条第1号に規定する犯罪等（以下この号において「犯罪等」という。）の被害を受けたことにより、収入が減少し、現在居住している住宅に居住することが困難であると市長が認める者
ロ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に引き続き居住することが困難であると市長が認める者

別記第1号様式（第6条関係）

砂川市犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書

年 月 日

砂川市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
被害者との続柄（ ）

砂川市犯罪被害者等支援条例施行規則第6条の規定により、次のとおり見舞金の支給の申請及び請求をします。

申請する見舞金		<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 30万円 <input type="checkbox"/> 遺族見舞金 20万円 ※既に重傷病見舞金を受けた場合 <input type="checkbox"/> 重傷病見舞金 10万円
振 込 口 座	金融機関	
	支店名	
	預金種別	普通・当座
	口座番号	
	フリガナ	
座	口座名義人	
同意・確認事項		<input type="checkbox"/> 見舞金支給に係る申請内容に虚偽がないことを認め、見舞金の支給後に砂川市犯罪被害者等支援条例施行規則第5条各号に該当することが判明したときは、同規則第9条の規定により、既に支給を受けた見舞金を返還することに同意します。

別記第2号様式（第6条関係）

犯罪被害に関する申立書

年 月 日

砂川市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
被害者との続柄（ ）

被害届の提出日	年 月 日	
罪 種		
届 出 警 察 署	警察署	
被害届の受理番号	第 号	
被 害 者	ふ り が な	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	犯罪被害時の住所	
被 害 年 月 日	年 月 日	
被 害 場 所		
同 意 ・ 確 認 事 項	<input type="checkbox"/> この申立内容について、砂川市犯罪被害者等支援条例施行規則第10条の規定により、砂川市長が関係機関等、病院その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることについて同意します。	

遺族見舞金代表者選任届

年 月 日

砂川市長 様

代表者 住 所
氏 名
電話番号
被害者との続柄（ ）

私は、遺族見舞金を受けるべき第1順位遺族を代表し、遺族見舞金の申請、請求及び受領をする者に選任されたことを届け出ます。

なお、下記第1順位遺族以外に新たに第1順位遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決いたします。

記

私は、上記の者が遺族見舞金を受けるべき第1順位遺族を代表し、遺族見舞金の申請、請求及び受領をする者となることに同意します。			
上記の者以外の 第1順位遺族 (署名又は押印)	被害者との 続 柄	住 所	電話番号

別記第4号様式（第8条関係）

砂川市犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書

第 号
年 月 日

様

砂川市長

年 月 日付けで申請のありました砂川市犯罪被害者等見舞金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 支給

見舞金の種類	遺族見舞金	・	重傷病見舞金
見舞金の額	金		円

2 不支給

理由：

別記第5号様式（第9条関係）

砂川市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

砂川市長

年 月 日付け 第 号で支給決定を行った見舞金については、下記のとおり
支給決定を取り消したので通知します。

記

取消理由